

とくしま農山漁村未来投資事業 事業概要パンフレット

令和7年度

農林水産総合技術支援センター 経営推進課

事業の概要

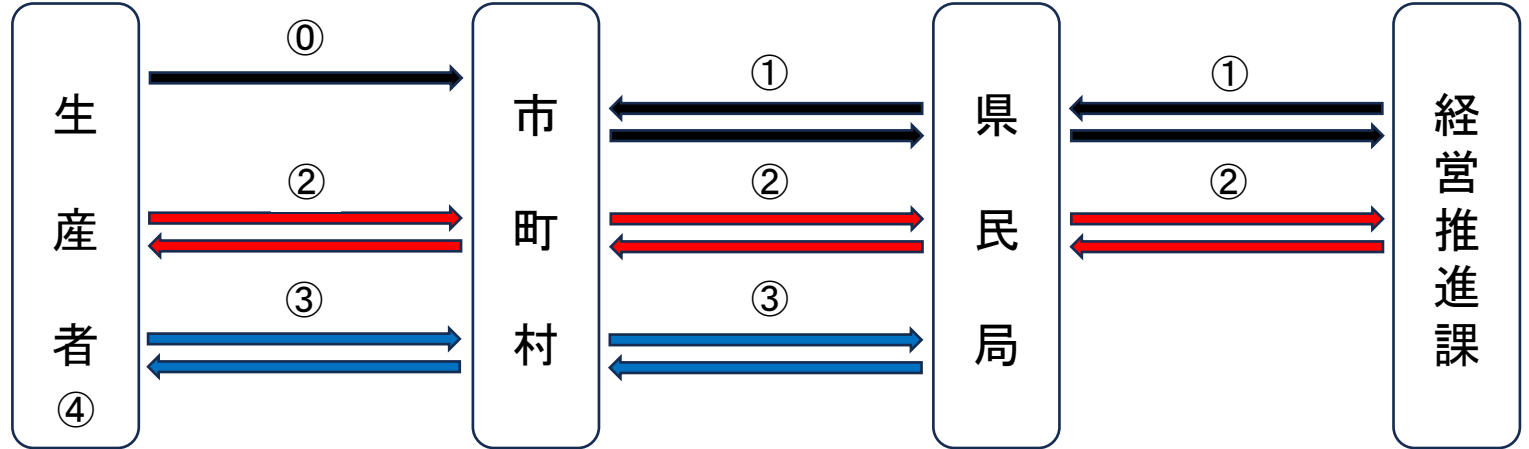
とくしま農山漁村未来投資事業では、農林水産業の「自給力」強化を図るため、地域の未来を担う大規模法人から個人までの幅広い経営体を対象に、経営規模の拡大や経営転換に向けた投資を促進する取組を支援します。

事業のメニュー

- 1. 企画チャレンジ型
地域の課題解決に資する、先駆的な生産者等の取組を支援します。
 - ・ハード事業：補助上限額3,000万円、補助率6/10以内
 - ・ソフト事業：補助上限額 60万円、補助率1/2以内
- 2. 政策実践型
「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」の実現や、「とくしま農業振興プロジェクト」の推進に資する取組を支援します。
 - ・ハード事業：補助上限額1,000万円、補助率3/10以内等
 - ・ソフト事業：補助上限額 50万円、補助率1/2以内
- 3. 緊急対応支援型
災害や家畜防疫対策など緊急的に対応が必要な取組を支援します。
 - ・ハード、ソフト事業：補助上限額1,000万円、補助率3/10以内

事業の流れ

- ④ 事業着手
- ③ 交付申請・決定
- ② 計画申請・承認
- ① 要望調査
- ④ 事業申込み【通年受付】



企画チャレンジ型（企画チャレンジ事業）

地域農林水産業の課題解決に向けて、生産者自らが企画しチャレンジする取組に必要な機械・施設等の導入に係る経費を支援します。

【支援対象者】（以下のいずれかを満たす者）

- ・生産者3戸以上からなる組織・団体等
- ・農林水産物の生産に従事する従業員が5名以上の法人
- ・市町村の推薦（※1）を受けた地域の中心経営体（※2）

※1 市町村費の上乗せ補助が必要です。

※2 中心経営体とは、認定農業者、認定林業事業体等をいいます。

【支援対象事業】（以下の全てを満たす取組）

- ・新規性が高い取組
- ・地域への波及効果が高い取組
- ・原則、事業費が5,000万円以下の取組

【支援内容】

＜ハード事業＞

補助対象経費：トラクター、集出荷施設、林業用機械等

県費補助上限額：3,000万円

補助率：6/10以内

＜セミハード・ソフト事業＞

補助対象経費：会議開催費、技術実証費等

県費補助上限額：60万円

補助率：1/2以内

ポイント制による採択

以下のいずれかの成果目標に取り組む必要があります。
（複数項目を選択した場合、その分ポイント加算）

【DX】スマート技術を活用した生産性の向上

【GX】環境負荷低減技術を活用したCO₂、化学農薬、
化学肥料の削減

【輸出】輸出量の増加又は新たな海外販路の開拓

【雇用】障がい者、外国人等の雇用拡大（制度利用）

【販売流通】加工品の開発又は新たな国内販路の開拓



政策実践型のうち

地域農業・地域林業・地域水産業支援事業

地域農林水産業の「自給力」向上に資する機械・施設等の導入に係る経費を支援します。

【支援対象者】（以下のいずれかを満たす者）

- ・生産者3戸以上からなる組織・団体等
- ・農林水産物の生産に従事する従業員が5名以上の法人
- ・認定林業事業体又は林業経営体
- ・認定漁業者
- ・市町村

【支援対象事業】

- ・県施策（「基本計画」等）の基本方針に沿った取組

【支援内容】

＜ハード事業＞

補助対象経費：トラクター、林業用機械、漁船等

県費補助上限額：1,000万円 補助率：3/10以内

＜セミハード・ソフト事業＞

補助対象経費：農林水産業用資材、
会議開催費、技術実証費等

県費補助上限額：50万円 補助率：1/2以内

成果目標について

以下のいずれかの成果目標に取り組む必要があります。

- ① 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減
- ② 生産量又は販売額の10%以上の増加
- ③ 新たな流通ルートへの仕向け割合が10%以上の増加



政策実践型のうち施設園芸支援事業

施設園芸に取り組む際に必要となる園芸用ハウス等の導入に係る経費を支援します。

【支援対象者】

- ・ 認定農業者又は認定新規就農者のうち
地域計画の「目標地図」に位置づけられる経営体

【支援対象事業】

- ・ 県施策（「基本計画」等）の基本方針に沿った取組

【支援内容】

＜ハード事業＞

補助対象経費：ビニールハウス、ヒートポンプ等
県費補助上限額：700万円 補助率：1/2以内

＜セミハード・ソフト事業＞

補助対象経費：農業用資材、会議開催費、技術実証費等
県費補助上限額：50万円 補助率：1/2以内
※「とくしま農業振興プロジェクト」に関する取組が対象

ポイント制による採択

以下のいずれかの成果目標に取り組む必要があります。
（複数項目を選択した場合、その分ポイント加算）

- ・ 農業経営を法人化する。・ GAP認証を受ける。
- ・ 収益性の高い品目又は品種を新たに導入する。
- ・ 生産方式革新実施計画（※1）の認定を受ける。
- ・ みどり認定を受ける。・ 従業員を雇用する。
- ・ 新たな販路を開拓する。
- ・ 農業版継続計画（BCP）を策定する。

※1 スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画



政策実践型のうち新規就農者支援事業

新規就農の際に必要なとなる機械等の導入に係る経費を支援します。

【支援対象者】

- ・ 就農後5年以内の認定農業者又は認定新規就農者のうち地域計画の「目標地図」に位置づけられる経営体

【支援対象事業】

- ・ 県施策（「基本計画」等）の基本方針に沿った取組

【支援内容】

<ハード事業>

補助対象経費：トラクター、定植機等

県費補助上限額：300万円 補助率：1/2以内

<セミハード・ソフト事業>

補助対象経費：農業用資材、会議開催費、技術実証費等

県費補助上限額：50万円 補助率：1/2以内

※「とくしま農業振興プロジェクト」に関する取組が対象

ポイント制による採択

以下のいずれかの成果目標に取り組む必要があります。
（複数項目を選択した場合、その分ポイント加算）

- ・ 農業経営を法人化する。・ GAP認証を受ける。
- ・ 収益性の高い品目又は品種を新たに導入する。
- ・ 生産方式革新実施計画（※1）の認定を受ける。
- ・ みどり認定を受ける。・ 従業員を雇用する。
- ・ 新たな販路を開拓する。
- ・ 農業版継続計画（BCP）を策定する。

※1 スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画



政策実践型のうちDX・GX推進事業

スマート技術又は環境負荷低減技術に取り組む際に必要となる機械等の導入に係る経費を支援します。

【支援対象者】

- ・ 認定農業者又は認定新規就農者のうち
地域計画の「目標地図」に位置づけられる経営体

【支援対象事業】

- ・ 県施策（「基本計画」等）の基本方針に沿った取組

【支援内容】

＜ハード事業＞

補助対象経費：ドローン、除草ロボット等
県費補助上限額：200万円 補助率：1/2以内

＜セミハード・ソフト事業＞

補助対象経費：農業用資材、会議開催費、技術実証費等
県費補助上限額：50万円 補助率：1/2以内
※「とくしま農業振興プロジェクト」に関する取組が対象

ポイント制による採択

以下のいずれかの成果目標に取り組む必要があります。
（複数項目を選択した場合、その分ポイント加算）

- ・ 農業経営を法人化する。・ GAP認証を受ける。
- ・ 収益性の高い品目又は品種を新たに導入する。
- ・ 生産方式革新実施計画（※1）の認定を受ける。
- ・ みどり認定を受ける。・ 従業員を雇用する。
- ・ 新たな販路を開拓する。
- ・ 農業版継続計画（BCP）を策定する。

※1 スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画



政策実践型のうち労働環境等整備事業

労働環境等を整備する際に必要となる休憩室・トイレ等の導入に係る経費を支援します。

【支援対象者】

- ・ 認定農業者又は認定新規就農者のうち
地域計画の「目標地図」に位置づけられる経営体
- ・ 林業経営体
- ・ 認定漁業者

【支援対象事業】

- ・ 県施策（「基本計画」等）の基本方針に沿った取組

【支援内容】

＜ハード事業＞

補助対象経費：休憩室、トイレ等

県費補助上限額：200万円 補助率：1/2以内

＜セミハード・ソフト事業＞

補助対象経費：労働環境等の整備に係る資材費等

県費補助上限額：50万円 補助率：1/2以内

※「とくしま農業振興プロジェクト」に係る取組が対象

成果目標について

以下のいずれかの成果目標に取り組む必要があります。

- ① 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減
- ② 生産量又は販売額の10%以上の増加
- ③ 新たな流通ルートへの仕向け割合が10%以上の増加
- ④ 雇用者数の増加



政策実践型のうち地域計画実現事業 (地域計画実現産地育成支援事業)

農地中間管理機構から中山間地域等の条件不利な農地を借り受け、
地域の特色を活かした魅力的な産地作りを行う「受け手」に対して奨励金を交付します。

【支援対象者】

- ・ 事業対象となる農地が存在する市町村が策定した地域計画に位置づけられる者
- ・ 農地中間管理機構を通じた農地の貸借によって農地を借り受け、地域が推進する作物を栽培し、5年以上耕作することが確実な者

※地域が推進する作物

地域計画または農業経営基盤の強化の促進に関する市町村基本構想に記載の作物のほか市町村が認める作物

【支援内容】

10アールあたり2万円
(応募数によっては変動の可能性あり)
一経営体あたり上限額：50万円

対象農地について

以下を全て満たす農地が事業対象となります。

- ① 地域計画区域内の農地
- ② 指定期間内に農用地利用集積等促進計画の認可及び公告が行われ、機構から5年間以上の期間で転貸されている農地
- ③ 「農林統計に用いる地域区分について」における中間農業地域または山間農業地域に該当する農地

相談・お問い合わせ

事業の詳細・申請等は農地中間管理機構へ
(TEL：088-624-7247)



政策実践型のうち地域計画実現事業 (耕作放棄地フル活用事業)

農地中間管理機構から耕作放棄地を借り受けた「受け手」に対し、再生作業に係る経費について支援します。

【支援対象者】

- ・ 事業対象となる農地が存在する市町村が策定した地域計画に位置づけられる者
- ・ 農地中間管理機構を通じた農地の貸借によって再生作業後の当該農地において5年以上耕作することが確実な者

【支援内容】

補助対象経費：再生作業に要する経費、障害物除去、廃棄物処理、深耕、整地、これらの作業と併せて行う土壌改良（肥料、有機質資材の投入）等

補助率：定額

- ①地域が推進する作物を栽培する場合
14万円／10a
- ②①以外の作物を栽培する場合
7万円／10a

※土壌改良については、対象経費を合わせた額が定額の範囲内であっても、3万円／10aを超えない範囲で行う。

対象農地について

以下を全て満たす農地が事業対象となります。

- ① 指定期間内に農用地利用集積等促進計画の認可及び公告が行われ、機構から5年間以上の期間で転貸されている農地
- ② 農業委員会の利用状況調査により1号遊休農地と判断された農地または農業委員会が再生作業を必要と判断した農地

相談・お問い合わせ

事業の詳細・申請等は農地中間管理機構へ
(TEL：088-624-7247)



政策実践型のうち地域計画実現事業（事業承継加速化事業）

一般社団法人徳島県農業会議が支援する農業の事業承継に係る経費について支援します。

【支援内容】

- ① 農地や機械等の資産鑑定を不動産鑑定士等へ依頼した場合に要する鑑定報酬等
- ② 農地の売買契約や不動産登記等の手続を司法書士、土地家屋調査士および行政書士等へ依頼した場合に要する報酬費等
- ③ 承継した機械等の修繕費、農業経営に不足する機械等を購入する経費

補助率：①定額 上限50万円
②2分の1以内 上限30万円
③10分の3以内 上限100万円

支援対象者

- ・ 農業会議が設置する相談窓口へ事業承継について相談し、農業会議が支援する事業承継の対象となった者（農地を含む事業の譲渡を希望する者、農地を含む事業を譲り受ける者）

相談・お問い合わせ

農業の事業承継に関するご相談は
（一社）徳島県農業会議へ
（TEL：088-678-5611）



緊急対応支援型（緊急対応支援事業）

災害や家畜伝染病など緊急の対応が必要な取組を支援します。

【支援対象者】

- ・生産者3戸以上からなる組織・団体等
- ・市町村

【支援対象事業】（以下の全てを満たす取組）

- ・災害の復旧又は家畜伝染病のまん延防止に向けて早急な対応が必要な取組
- ・原則、県補助額の1/2相当額以上を市町村が負担する取組

【支援内容】

＜ハード・ソフト事業＞

補助対象経費：消毒液等

県費補助上限額：1,000万円 補助率：3/10以内



お問い合わせ先

申請窓口

取り組む事業の対象地域となる市町村（農林水産課、産業課など）

相談窓口

お近くの市町村または県関係機関

<農業関係事業の相談先>

・ 東部農林水産局

徳島農業支援センター (088-626-8771)

鳴門藍住農業支援センター (088-692-2515)

吉野川農業支援センター (0883-26-3971)

・ 西部総合県民局

美馬農業支援センター (0883-53-2309)

三好農業支援センター (0883-76-0654)

・ 南部総合県民局

阿南農業支援センター (0884-24-4182)

美波農業支援センター (0884-74-7491)

<林業関係事業の相談先>

・ 東部農林水産局

徳島林業振興担当 (088-626-8584)

吉野川林務担当 (0883-26-3791)

・ 西部総合県民局

美馬林業振興担当 (0883-53-2293)

三好林業振興担当 (0883-76-0671)

・ 南部総合県民局

那賀林業振興担当 (0884-62-3371)

美波林務担当 (0884-74-7485)

<水産業関係事業の相談先>

・ 水産振興課 (088-621-2472)

・ 南部総合県民局 美波水産振興担当 (0884-74-7384)

事業全般に関するお問い合わせ先

農林水産総合技術支援センター経営推進課 人材育成担当 (088-621-2422)